

岩 内 町 総 合 計 画 策 定 要 綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、第 4 次岩内町総合計画（平成 2 1 年 3 月策定）を見直し、新たな岩内町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画の構成と性格)

第 2 条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成し、その性格はそれぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想 町の将来像、まちづくりの目標等を設定し、その実現を図る基本的方向を明らかにするもので、計画期間は概ね 1 0 年とする。
- (2) 基本計画 基本構想に掲げる将来像と基本的な方向を受け、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、これらを推進するための手段・方法を示すものとする。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき、その実施に関して作成する計画で計画期間は概ね 5 年とする。なお、この実施計画は、各担当部署で策定している「個別計画」を、総合計画の実施計画として位置付けることができる。

(総合計画策定体制)

第 3 条 総合計画策定のため、次の組織を設ける。

(1) 総合計画策定審議会

- ア 任 務 町長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な調査及び審議を行なう。
- イ 構 成 審議会は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱した者をもって構成し、人員は 2 0 人以内とする。
- ウ 分科会 審議会に審議会委員で構成する分科会を置くことができる。

(2) 総合計画検討委員会

- ア 任 務 総合計画案その他総合計画策定のために必要な重要事項を審議し、決定する。
- イ 構 成 検討委員会は、町長、副町長、教育長及び部長職をもって構成する。

①専門部会

- ア 任 務 総合計画策定のための現状分析、総合計画の施策体系その他総合計画策定に必要な事項について審議し、総合計画案の策定にあたる。

イ 構 成 専門部会は、各部長職を部会長とし、各担当課長職をもって構成する。

②事務局

ア 任 務 総合計画策定のための総合的な窓口として連絡調整にあたる。

イ 構 成 経営企画部職員をもって構成する。

事務局長（経営企画部長） 事務局次長（企画財政課長、
企画財政課主幹） 事務局員（経営企画部職員）

（住民の参加）

第4条 総合計画の策定にあたっては、広く住民の意向を把握し、反映するものとし、その方法は次のとおりとする。

(1) 総合計画策定審議会委員の一般公募

町民の参画の機会を確保するため、総合計画策定審議会の委員を広く公募する。

(2) 町民ワークショップの開催

今後のまちづくりについて、地域の魅力や課題、今後必要な取組について話し合う場を設置し、地域住民の参加を促す。

(3) 町民アンケートの実施

住民の意識と意向を把握し、今後のまちづくりと総合計画に反映するため、町民アンケートを行なう。